

## 高知大学判定資料作成専門委員会規則

平成 16 年 4 月 1 日  
規則 第 346 号

最終改正 平成 25 年 3 月 27 日規則第 111 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学学士課程入学試験委員会規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、高知大学判定資料作成専門委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項等)

第 2 条 委員会は、次の事項について審議し、業務を処理する。

- (1) 入学試験のコンピュータ処理に関すること。
- (2) 一般選抜の判定資料の作成に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 入試企画実施機構から選出された者 1 人
- (2) 各学部教授会から選出された教員 各 2 人
- (3) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第 2 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、前条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 委員長が必要と認めたときは、委員会の同意を得て、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すると

ころによる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学務部入試課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月10日規則第33号)

この規則は、平成20年10月10日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日規則第111号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。